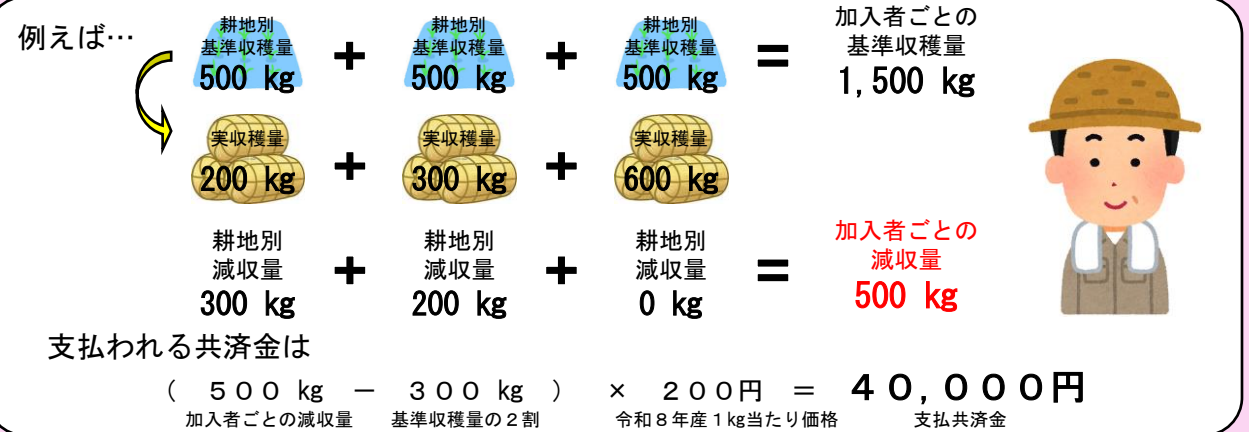


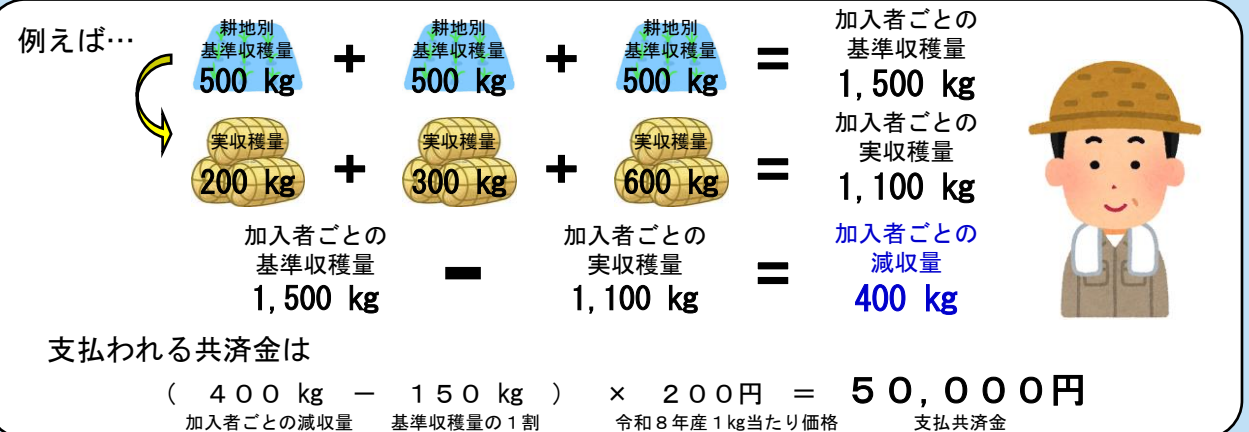
半相殺方式

- 共済事故による加入者ごとの減収量（被害耕地の減収量の合計）が、**基準収穫量の2割**（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。
※無被害耕地（増収した耕地を含む）は、減収量無しとして取り扱います。
※基準収穫量は、県指示による地域ごとの標準的な単収に耕作面積を乗じて得た加入者の平年の収穫量です。また、共済金支払開始割合は3割または4割を選択することもできます。
- 減収量の調査は、**被害耕地の現場確認かつ実測調査（60株の坪刈り）**で行います。



全相殺方式

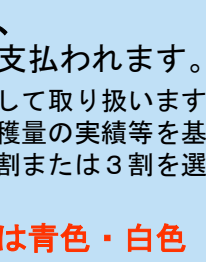
- 共済事故による加入者ごとの減収量（基準収穫量－収穫量）が、**基準収穫量の1割**（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。
※被害耕地の減収量に無被害耕地の増収量を相殺した上で加入者の減収量として取り扱います。
※基準収穫量は、加入者ごとの直近5年間（無い場合には3年間以上）の収穫量の実績等を基に算定された加入者の平年の収穫量です。また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。
- 減収量の調査は、**被害耕地の現場確認かつ乾燥調製施設のデータまたは青色・白色申告の決算書（帳簿）のデータ**で行います。
※収穫量把握のため、当該資料の提出が必要になります。



地域インデックス方式

- 共済事故による加入者ごとの減収が発生し、市町村ごとの減収量（基準統計単収－統計単収）が、**基準統計単収の1割**（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。
※市町村ごとの統計単収の公表が無い地域では、県ごとの統計単収により算定します。
※基準統計単収は、市町村ごとの直近5年間の統計単収を基に算定された市町村（地域）の平年の単収です。また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。
- 減収量の調査は、被害耕地の現場確認かつ農林水産統計の市町村ごとのデータで行いますので、**加入者ごとに減収が生じていても、共済金が支払われない場合があります。**

書類の提出は
加入申込書だけ！！



引受方式	半相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式
加入要件	水稻、麦の耕作面積の合計が 10㌥以上	水稻、麦の耕作面積の合計が 10㌥以上 かつ 収穫量が適正に把握可能 (乾燥調製施設の資料または青色・ 白色申告の決算書が必要)	水稻、麦の耕作面積の合計が 10㌥以上
10㌥当たり 共済金額	480kg × 200円 × 8割 10㌥当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 76,800円	480kg × 200円 × 9割 10㌥当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 86,400円	480kg × 200円 × 9割 10㌥当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 86,400円
10㌥当たり 共済掛金（賦課金含む）	116円	168円	134円
減収量の 確認方法	被害耕地の現場確認 かつ 坪刈り（60株の実測調査） による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 乾燥調製施設の資料または 青色・白色申告の決算書 による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 農林水産統計 による収穫量調査
共済金 支払基準 ※ 特約による耕地ごとに 5割を超える減収を含む	農業者ごとに 2割を超える減収	農業者ごとに 1割を超える減収	農業者ごとに減収 かつ 市町村の統計単収が 1割を超える減収
10㌥ 当たり 支払共済金	2割の減収	0円	9,600円
	3割の減収	9,600円	19,200円
	5割の減収	28,800円	38,400円
	10割の減収	76,800円	86,400円
	一筆半損特例	19,200円	19,200円
	一筆全損特例	67,200円	67,200円

※ 最高補償割合を選択した場合の令和8年産の県平均値を基に算出しております。

金融サービス提供法に係る重要事項説明書

- 農家の皆様へ
農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。
(1)通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
(2)加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
(3)正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
(4)被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
(5)組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
※ この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よろしくお願いいたします。

- 個人情報の取扱い
ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

令和8年産

備えの種をまこう。

水稻共済

近年、全国各地で台風や豪雨など自然災害が多発しております。
今後も起こりえる自然災害に備えて、

国の保険制度である農業保険に加入しましょう！

加入申込書は、中面に記載の記入例を参考にご記入いただき、
ご提出をお願いします。

神奈川県農業共済組合 安心のネットワーク

本所	〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2 Tel 事業第1課 0463-73-6307 代表 0463-94-3211
西部支所	〒250-0865 小田原市蓮正寺313-1 Tel 0465-27-0138 管内：小田原市、南足柄市、足柄上郡・下郡
北部出張所	〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1 Tel 042-784-8500 管内：相模原市

ご加入は…

※耕地を貸付しており、ご自身で耕作していない方はご加入できません。
※全相殺方式には、乾燥調製施設の資料または青色・白色申告の決算書（帳簿）により、収穫量が適正に把握できる方がご加入いただけます。

補償される期間（責任期間）は…

※収穫は適期に刈り取ることをいいます。
圃場から搬出したものについては補償の対象外です。

対象となる災害（共済事故）は…

※農業による薬害、車両などの飛込みによる損害、街路灯や看板などによる生育不良、水管理装置などの故障による生育不良などは補償の対象外です。
また、肥培・水管理の粗放、病虫害防除の不適切なども補償の対象外です。
被害発生時には、NOSAIまでご連絡をお願いします。
NOSAIによる共済事故の確認が無い場合は、共済金は支払われません。

引受方式は…

※農林水産統計を基準とした地域インデックス方式（市町村ごとの農林水産統計単収により減収量を算定しますので、実際の個々の被害の減収量とは乖離します）もご選択いただけます。【ご希望される場合は組合まで直接ご連絡ください。】
※以前の耕地ごとの減収量に応じ共済金が支払われる一筆方式は、農業保険法の改正により廃止されました。

一筆半損、全損特例は…

※一筆方式の廃止に伴い新設された特例になり、複数耕地を耕作している方が対象となる特約です。
※半相殺方式 または 全相殺方式では支払対象となりにくい、耕地（一筆）ごとの大きな減収（半損以上または全損）で共済金が支払われます。

ご加入は…

※農林水産統計を基準とした地域インデックス方式（市町村ごとの農林水産統計単収により減収量を算定しますので、実際の個々の被害の減収量とは乖離します）もご選択いただけます。【ご希望される場合は組合まで直接ご連絡ください。】
※以前の耕地ごとの減収量に応じ共済金が支払われる一筆方式は、農業保険法の改正により廃止されました。

一筆半損、全損特例は…

※農林水産統計を基準とした地域インデックス方式（市町村ごとの農林水産統計単収により減収量を算定しますので、実際の個々の被害の減収量とは乖離します）もご選択いただけます。【ご希望される場合は組合まで直接ご連絡ください。】
※以前の耕地ごとの減収量に応じ共済金が支払われる一筆方式は、農業保険法の改正により廃止されました。

令和08年産 水稻共済加入申込書兼変更届出書

様式第1-1号

記入例

〒259-1141 伊勢原市 上粕屋43-2 農済 太郎 様

住所 (〒259-1141) 259-1131 主粕屋43-2 伊勢原1-1 署名又は捺印 農済 太郎 又は 妻清 記入日 令和08年4月1日 電話番号 0463-73-6307

重要事項 名義変更が無い場合は、内容をご確認のうえ、署名（組合員氏名）又は捺印をお願いします。 名義変更がある場合は、内容をご確認のうえ、捺印ではなく、新たな名義で署名をお願いします。

引受方式

☒ 前年引受方式で加入（半相殺方式8割補償）
☐ 全相殺方式
☐ 加入方式

前年の引受方式等に☑が記載されています。
変更される場合には、☑を二重線で消していただき、希望される引受方式等の口に✓をお願いします。

組合員等番号

2400000

一筆半損特約

有

自動継続特約の有無

無

耕地番号	番号	地名地番	耕地面積	引受面積	転作等の面積	類区分	品種	栽培の状況	備考	田畑区分	収量等級	参酌
0003	001	伊勢原 3001	10.00	9.70	0.0	1類 主食用米1回作	はるみ	休耕		田	002	100.0
0004	001	伊勢原 4001	9.40	0.0	9.21	1類 主食用米1回作	はるみ	転作	サトイモ	田	002	100.0
0005	001	伊勢原 5001	9.91	4.10	0.00	1類 主食用米1回作	てんこもり		一部休耕 (5.81a)	田	002	100.0
0006	001	伊勢原 6001	9.90	0.00	9.61			4 休耕		田	002	100.0
0007	001	伊勢原 7001	9.91	9.71	0.00	1類 主食用米1回作	はるみ		宅地	田		
0008	001	平塚 8001	6.46	0.0	6.24			貸付	貸付：共済次郎	田	002	100.0
0009	001	伊勢原 9001	9.85	9.65	0.00		はるみ		売却	田	002	100.0
0010	001	伊勢原 1001	9.29	9.02	0.00		はるみ		返却	田	002	100.0
0011	001	伊勢原 1101	9.64	9.36	0.0	主食用米1回作	はるみ	貸付	貸付：農業 花子	田	002	100.0
0012	001	伊勢原 1201	9.64	9.36	0.0	主食用米1回作	にじのきらめき		借入：共済三郎			

耕地面積：台帳等面積

引受面積：畦畔等を除いた加入する作付面積

借入先の記入をお願いします。

記入はボールペンでお願いします。

① 住所、組合員氏名、電話番号を変更する

名義変更により、振替指定口座の変更が必要となる（加入される）場合には、加入申込書提出後に組合より貯金口座振替依頼書等を送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、ご提出をお願いします。
※ 名義変更がない場合にも署名又は捺印、記入日は必ず記入ください。

② 引受方式の選択をする

前年の引受方式（加入状況）欄に☑が記載されています。
変更される場合には、☑を二重線で消していただき、希望される引受方式等の口に✓を記入ください。
※ 全相殺方式は収穫量把握のため、乾燥調製施設のデータ又は青色・白色申告決算書（帳簿）の提出が必要になります。
※ 収入保険に加入している場合には、☐加入しないに✓を記入ください。

※ 共済掛金の納入（口座振替）は7月を予定しております。
加入申込書のご提出後に、名義、作付け内容等に変更が生じた場合には、お早めにNOSAIまでご連絡をお願いします。

③ 休耕（転作）していた耕地を作付けする

④ 作付けしていた耕地を休耕（転作）する

⑤ 耕地の一部だけ、水稻を作付けする

⑥ 地名地番等を修正する

⑦ 地目を変更した（宅地、駐車場等）

⑧ 耕地を貸した

⑨ 耕地を売却した

⑩ 借りていた耕地を返却した

⑪ 耕地が戻り、作付けする

⑫ 新しく耕地を借り、作付けする

